

住民税の申告は正しくお早めに

令和6年度の個人住民税は、令和6年1月1日現在の住所地で、令和5年中の所得等に基づいて課税されます。

住民税の申告は、個人住民税の課税資料として使用されるほか、国民健康保険税やその他各種保険料、保育料、各種福祉年金・手当などの基礎資料になります。令和6年度（5年分）の住民税の申告がまだお済みでない方は、税務課窓口（1階⑫番）で申告してください。



◆申告が不要な方

- ①税務署に令和5年分の所得税の確定申告書を提出された方
- ②令和5年中の所得が給与と所得のみの方で、勤務先から上里町へ給与支払報告書が提出されている方（給与支払報告書の提出については勤務先にお問い合わせください。）
- ③令和5年中の所得が公的年金等のみで、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除や生命保険料控除など）の適用を受けない方

（注意事項）

所得がなかった方、遺族・障害年金のみがあった方、扶養親族になっている方などでも、国民健康保険税や介護保険料等の正しい計算や、各種減免・軽減措置を受けるために申告が必要な場合があります。また、令和6年度（5年分）の課税証明書等が必要な方も申告が必要となります。

◆申告に必要なもの

（①は申告者全員、②・③は該当者のみ必要です。）

①マイナンバー（個人番号）に係る本人確認書類

【例】マイナンバーカード または 通知カードと身元確認書類（※）

※運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、障害者手帳など

②所得に関するもの

【例】令和5年中の収入金額等を証明する書類

- ・給与、公的年金の収入があった方は、源泉徴収票
- ・その他の収入がある人は、収支内訳書や収入金額・必要経費がわかる書類

③控除に関するもの

【例】各種控除を受けるための必要書類

- ・社会保険料等の領収書や納付額証明書（源泉徴収票に記載がある場合は不要）
- ・生命保険料、地震保険料の控除証明書

問合せ…税務課住民税係 【☎35-1220】

■令和6年度（5年分）課税証明書等の発行について

令和6年度の町民税・県民税（個人住民税）税額決定・納税通知書は、6月7日（金）（予定）に発送します。

令和6年度（5年分）の課税（非課税）証明書・所得証明書は、個人住民税の賦課決定後の発行となりますので、

6月7日（金）（予定）から発行することができます。

なお、前年の収入等の申告をしていただいた時期によっては、すぐに証明書を発行できない場合もありますのでご注意ください。

問合せ…税務課住民税係 【☎35-1220】

令和6年度に限り適用される 町民税・県民税の定額減税について

「令和6年度税制改正」において、賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和するため、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、国の経済対策として令和6年度に課税される個人住民税の定額減税（特別控除）が実施されることになりました。

対象者（下記の要件をすべて満たす方が対象者となります）

①令和6年度個人住民税の所得割が課税される方

※個人住民税は均等割額（森林環境税もあわせて徴収）と所得割額からなっており、定額減税の控除は所得割額から行います（均等割および森林環境税からは控除しません）

②令和6年度個人住民税にかかる合計所得金額が1,805万円以下の方

減税額（特別控除額）

納税者本人の住民税の特別控除額は次の合計額になります。ただし、その合計額が住民税所得割を超える場合は、住民税所得割額が限度額となります。

①納税者本人 1万円

②控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く） 1人につき1万円

国税である所得税の定額減税（対象者につき3万円）については、右記国税庁ホームページをご覧ください。



◀ 国税庁定額減税特設サイト

定額減税の実施方法

①給与特別徴収（給与天引き）の方

令和6年6月分は徴収せずに、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月に分割して特別徴収します。

※定額減税対象外の方は、令和6年6月から徴収が開始されます。

②普通徴収（納付書や口座振替等）の方

定額減税前の税額をもとに算出した第1期分（令和6年6月分）の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除します。

③年金特別徴収（年金天引き）の方

定額減税前の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除します。

問合せ…税務課住民税係 **【☎35-1220】**

< 本庄税務署からのお知らせ >

定額減税（源泉所得税関係）説明会

令和6年6月から定額減税（源泉所得税関係）が実施されることとなるため、源泉徴収義務者向けの説明会を開催します。

日 時…①5月14日(火)、午前10時～正午

②5月22日(水)、午前10時～正午、③5月22日(水)、午後2時～4時

会 場…①本庄税務署2階会議室、②③埼玉県本庄地方合同庁舎

内 容…DVD上映を中心に制度の概要および事務手続きについて説明

定 員…①20名、②③各回50名（LINEによる事前予約制。詳しくは上記特設サイトをご覧ください）



※駐車場には限りがありますので、公共の交通機関をご利用ください。

問合せ

本庄税務署法人課税部門

【☎22-2112（ダイヤルイン）】

令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まります

平成26年度から令和5年度までの10年間にわたり個人住民税の均等割に加算されていた復興特別税（県民税500円・町民税500円）が終了し、令和6年度から森林環境税（国税1,000円）が新たに個人住民税均等割と併せて課税されます。

【森林環境税（国税）の概要】

温室効果ガス排出削減や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税および森林環境譲与税が創設されました。

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて年額1,000円が課税され、その税収は、森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

		H26～R5年度	R6年度以降
国税	森林環境税	-	1,000円
県民税	個人住民税	1,500円	1,000円
町民税	均等割	3,500円	3,000円
	計	5,000円	5,000円



▲総務省
HP



▲林野庁
HP

問合せ…税務課住民税係
【☎35-1220】

詳しくは、総務省および林野庁ホームページをご覧ください。

スマホでも納税できます！

5月は自動車税（種別割）の納期です

～スマホ決済アプリ等がご利用いただけます！～

自動車税（種別割）の納期限は5月31日（金）です。

コンビニエンスストアの窓口での納付のほか、納税通知書等に記載された地方税統一QRコード（eL-QR）によりスマートフォン決済アプリ（PayPay、d払い、PayB、au PAY、ファミペイ、楽天ペイ、楽天銀行アプリなど）での納付が可能です。

また、地方税お支払サイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法での納付も可能です。

※自動車税全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては自動車税コールセンターにご連絡ください。

自動車税（種別割）を納期限までに納税して領収書等を協賛店で提示すると、割引などのサービスが受けられる自動車税「納めてプラス！」キャンペーンを実施しています。

障害者の方のための減免申請については、窓口での受付に加えて、郵送および電子申請での受付を開始します。

詳しくは、右記の県ホームページをご確認ください。

自動車税チャットボットでは、24時間365日、自動車税に関する質問にお答えします。（メンテナンス日を除く）



▲県HP



▲自動車税
チャットボット

問合せ…自動車税コールセンター（☎0570-012-229）

税務課資産税係からのお知らせ

問合せ【☎35-1221】(内線1111~1113)

障害者に対する軽自動車税の減免

障害者が一定の要件を満たした場合、通院・通学や生業等のために使用する軽自動車が減免になります。

※障害者1人につき1台に限られます。

※普通自動車が減免されている方は対象外です。

【対象】(下記のいずれかに該当する場合)

①車両の所有者および運転者が障害者本人、または障害者と生計をともにする方の場合

②障害者が納税義務者であり、その世帯に運転できる方がいなく、同一生計でない常時介護する方が運転する場合

※軽自動車の減免は、上記以外で該当する場合があります。詳細はお問い合わせください。

【申請期間】

5月1日(水)～31日(金)まで(毎年申請が必要です)

※上記期間を過ぎてからの申請は受付できませんのでご注意ください。

【準備】

①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証のいずれか

②納税通知書(納付せずに窓口までお持ちください)

③運転者の自動車運転免許証

④自動車検査証

⑤納税義務者のマイナンバーカード等

【減免の対象となる障害の区分および級】

手帳の種類および障害の区分	減免の対象となる障害の級
身体障害者手帳 心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこうまたは直腸	1級または3級
体幹	1級から3級までおよび5級
聴覚	2級または3級
視覚	1級から3級までおよび4級の1(4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1)
音声または言語機能	3級(こう頭が摘出された場合に限る)
平衡機能	3級
上肢 ※主に手や腕	1級または2級
下肢 ※主に足	1級から6級まで
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能(上肢)	1級または2級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能(移動)	1級から6級まで
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級から3級まで
療育手帳	④またはA
精神障害者保健福祉手帳	1級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じる

※障害名が「半身不随」など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの等級(上肢の級、下肢の級)により判定します。

※障害者が施設に入所している場合は、身体障害者手帳1～2級(戦傷病者手帳で準じる場合を含む)の方、療育手帳④またはAの方、精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院で精神通院医療を受けている方が対象となります。

軽自動車税(種別割)の納税通知書を発送

5月1日(水)付で、令和6年度軽自動車税(種別割)の納税通知書を郵送します。

令和6年4月1日時点で、町内に原動機付自転車、バイク、軽自動車などを所有している方が対象となります。

※令和6年4月2日以降に廃車手続き、名義変更手続きをされた方につきましても、令和6年度分の税金を納めていただく必要があります。

来年度以降のためにも、乗らなくなった軽自動車等を所有している方は、お早めに廃車手続きをお願いします。

固定資産税の納税通知書を発送

5月1日(水)付で、令和6年度固定資産税の納税通知書を郵送します。次の①～④の場合には、税務課資産税係へ連絡をしてください。

- ①海外へ出国(居住・長期滞在)する予定がある。
- ②未登記の家屋を新築(増築)した・取り壊した、またはそれらの予定がある。
- ③未登記家屋の所有者を変更した。
- ④土地の利用状況を変更した、またはその予定がある。

※次の(1)(2)に該当する住宅は、令和6年度から「新築住宅に対する固定資産税の減額措置」の適用がなくなり、本来の税額になります。

- (1)令和2年1月2日～令和3年1月1日に新築した一般住宅
- (2)平成30年1月2日～平成31年1月1日に新築した長期優良住宅(3階建以上の耐火住宅等は除く)他

納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆5月の開庁日 【休日】(午前8時30分～正午) 5月12日(日)

【夜間】(午後8時まで) 5月27日(月)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

※休日・夜間開庁では、各種証明書は発行できません。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35-1220(内線1121～1126)】

※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

固定資産税第1期・軽自動車税の納期限は
5月31日(金)です。

税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕